

2026年2月6日

各位

会社名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 辺 博
(コード番号 1721 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 後 藤 成人
(TEL: 03-3448-7100)

株式交付制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式交付制度の導入に伴う自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年2月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式266,500株
(3) 処分価額	1株につき4,973円
(4) 処分価額の総額	1,325,304,500円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社及び当社子会社の従業員（国内非居住者を除きます。以下「対象従業員」といいます。）を対象に、対象従業員の会社業績への貢献意識を高めるとともに従業員エンゲージメントの向上を目的として、「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）を活用した株式交付制度を導入することについて本日開催の取締役会において承認を受けております。なお、E S O P信託の概要については、本日付で公表いたしました「当社及び当社子会社従業員に対する株式交付制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.20%（小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数1,160,852個に対する割合0.23%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年2月5日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である4,973円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会（6名にて構成。うち5名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上